

人間文化研究機構事務連絡協議会設置要項

機 構 長 決 定
平成16年6月11日

1. 設置目的

人間文化研究機構に機構内の事務処理等の諸課題について協議し、本機構の円滑な運営に資するため、機構事務局長及び各機関管理部長を構成員とする「人間文化研究機構事務連絡協議会」（以下、協議会という）を設置する。

2. 組織等

- (1) 協議会は事務局長が招集し、主宰する。
- (2) 協議会には、管理部長の他、事務局長の要請により本部及び各機関の課長等を出席させることができる。
- (3) 協議会には、事務局長が別に定める各種作業部会を設置することができる。

3. その他

協議会及び各種作業部会への参集に係る旅費は、各機関の負担とする。